

特定事業所集中減算に関するQ & A

①通所介護・地域密着型通所介護について、別々に扱うのか

答：本村では通所介護と地域密着型通所介護を分けずに取り扱います。
(平成28年5月30日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡参照)

②サービス計画件数には、地域包括支援センターから委託された介護予防サービスを位置づけた件数を含むのか。

答：介護予防サービス計画は含みません。

③通所介護の計画件数には、認知症対応型通所介護は含むのか。

答：通所介護と認知症対応型通所介護は別に計算します。

④1人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合は、どのように計算するのか。

答：1人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合は、法人ごとに1件ずつ計上します。
例えば、2箇所の訪問介護事業所を位置づけた場合、事業所の法人が別であれば法人ごとに「1件ずつ」カウントしますが、同じ法人内で複数事業所を位置づけた場合は、法人に「1件」としてカウントします。
(複数事業所を位置づけても、様式1の②「各サービスを位置づけた居宅サービス計画数」(分母)は「1」ですのでご注意ください。)

⑤減算はどの利用者が対象となるのか。

答：減算は、減算適用期間の全ての利用者に対する居宅介護支援費が対象となります。

⑥様式1には80%を超えるサービスのみ記載するか。それとも、80%を超える超えないに関わらず、居宅サービス計画に位置づけたサービスはすべて記載するのか。

答：80%を超える超えないに関わらず、居宅サービス計画に位置づけたサービスについて、すべて記載してください。

⑦判定期間中に事業を休止している居宅介護支援事業所について、特定事業所集中減算の判定対象となるのか。

答：判定期間中に暦月で1月でも給付管理の実績があった場合は、判定の対象となります。これは判定期間中に新規の指定を受けた事業所も同様です。

⑧正当な理由として挙げられている居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域にそれぞれのサービスに係る事業所が5事業所未満というのは、いつ時点での事業所数となるのか。

答：判定期間の初日で判断します。そのため、前期分については、3月1日時点、後期分については9月1日時点の事業所数で判断することとします。市町村合併に係る旧市町村内の事業所数、日常生活圏域内の事業所数についても同様です。

⑨今回の改正で、訪問看護等のみなし指定のあるサービスが対象となっているが、正当な理由としてサービス事業所が少数であることをもって判断する場合に、介護給付費の請求がない事業所についてもカウントするのか。

答：判定期間の最初の月に介護給付費の請求がなかった事業所についてはカウントしません。（前期分は3月、後期分は9月の介護給付費の請求状況で判断。）

※対象サービス

訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション
短期入所療養介護

⑩訪問看護において、通院等乗降介助のサービスを提供している事業者が地域に少ない場合、正当な理由があると認められるのか。

答：居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に通院等乗降介助のサービスを提供している事業者が5事業所未満である場合、通院等乗降介助を位置づけた居宅サービス計画については、計算から除外してください。

(例)

訪問看護を位置づけた居宅サービス計画数 : 100件…(A)

紹介率最高法人を位置づけた計画数 : 83件…(B)

通院等乗降介助を位置づけた居宅サービス計画数 : 20件…(C)

(C)を(A)と(B)それぞれから除くと

$(83 - 20) \div (100 - 20) = 78.7\%$ となるため、減算の対象とはなりません。

⑪正当な理由の範囲6の例として、「利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、(以下略)」とあるが、「質が高い」ものと考えられる例を示してもらいたい。

答：次のようなものが例として考えられる。

- ・訪問介護の「特定事業所加算」や通所介護の「サービス提供体制強化加算」等、サービスの質が向上するための体制整備を条件としている加算を届け出ている。
- ・訪問介護において、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を行っている。
- ・通所介護において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1名以上配置し、個別機能訓練加算を算定している。
- ・福祉用具貸与において、他社と同一品目、同程度のサービスにもかかわらず低廉な価格で提供している。
- ・特定の医療行為を必要とする利用者を受け入れることが可能な事業所であり、かつ当該医療行為を利用者が希望し、医療行為が行われている実績が認められる。

なお、ここでいう「質が高い」については、該当する利用者にとっての質の高さであり、単に事業所の体制をもって質が高いと判断するものではありません。

⑫ 正当な理由の範囲 6 「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」の計算方法はどうか。

答：地域ケア会議等において、支援内容について意見・助言を受けている居宅サービス計画については、計算から除外してください。

(例)

訪問看護を位置づけた居宅サービス計画数 : 102 件…(A)

紹介率最高法人を位置づけた計画数 : 82 件…(B)

意見・助言を受けている居宅サービス計画数 : 18 件…(C)

(C)を(A)と(B)それぞれから除くと

$(82 - 18) \div (102 - 18) = 76.1\%$ となるため、減算の対象とはなりません。

⑬ 正当な理由の範囲 2 のただし書きにある、旧市町村及び日常生活圏域については、居宅介護支援事業所の所在地で考えるのか、利用者の居住地のある地域で考えるのか。

答：原則として、居宅介護支援事業所の所在地とします。

ただし、居宅介護支援事業所の所在地で考えることが適当でないと考えられる事情がある場合には、居住地別の利用者数等、必要な資料を整理した上で個別に佐那河内村(健康福祉課)にご相談ください。